

吉富町公共施設照明 LED 化及び吉富フォーユー会館大ホール非構造部材耐震化事業
(設計施工一括発注方式) 公募型プロポーザル実施要領

※訂正箇所・・・朱書き

1. 目的

吉富町は、令和 6 年 5 月の SDGs 未来都市選定を契機として、吉富フォーユー会館における「吉富モデル」の導入や、吉富小学校、吉富中学校、吉富クリーンセンター等への太陽光発電設備の設置など、公共施設の脱炭素化を推進している。

このたび、令和 9 (2027) 年末から一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入が段階的に禁止されることを踏まえ、蛍光灯等の照明設備が残る公共施設の LED 化を進めるとともに、関連する非構造部材の耐震化を一体的に設計施工一括発注方式にて、実施することにより、公共施設の脱炭素化及び安全性の向上を図るものである。

なお、本事業の実施に当たっては、現地調査、導入計画の策定及び事業手法の検討等について専門的な知見を有する民間事業者から提案を募り、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するものとする。

2. 事業概要

(1) 事業概要

事業の概要は、以下の表のとおりとする。

項 目	内 容
事業名	吉富町公共施設照明 LED 化及び吉富フォーユー会館大ホール非構造部材耐震化事業 (設計施工一括発注方式)
事業内容	別紙「要求水準書」のとおり
契約期間	契約締結の日から令和 10 年 2 月 29 日まで ただし、吉富小学校及び吉富中学校の LED 化については、交付金等の条件を踏まえ、交付決定(令和 9 年 1 月見込)後の工事着工とすることとし、令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了することを条件とする。 なお、繰越を前提とした工程提案は認めない。やむを得ない特別な理由により年度内完了が困難となるおそれがある場合は、発注者と協議し、財務支局その他関係機関の事前承認等、必要な手続を経た場合に限り、工期の取扱いを協議することができる。
対象施設	別紙「要求水準書」の「別表 1 対象公共施設一覧表」のとおり なお、対象施設のうち吉富中学校については、吉富町とは別の地方公共団体である吉富町外一市中学校組合(以下「中学校組合」という。)の所管施設であり、その経費は中学校組合の予算により措置されている。本プロポーザルにおける優先交渉権者の選定は吉富町・中学校組合が共同で行うが、契約締結については、中学校組合分、吉富小学校分、吉富町分(一般会計・下水道事業会計・水道事業会計)を分けて契約するものとする。

契約想定金額	提案（消費税及び地方消費税を含む）による。ただし、提案金額と契約締結時の契約金額とは異なる場合がある。 （参考）本事業に係る提案上限金額の合計は 306,990,000 円 （消費税及び地方消費税を含む）であり、「提案上限額整理表」に基づき、吉富中学校、吉富小学校、吉富フォーユー会館、吉富町体育館、吉富町武道館、吉富漁港総合グラウンド、水道施設（幸子浄水場・吉富町第三配水池）及び下水道施設（吉富クリーンセンター・吉富污水中継ポンプ場）の区分ごとの見積額を基礎として算出している。
その他	本プロポーザルに要した全ての費用について本町に請求することができず、参加者の負担とする。

（２）提案上限金額

対象施設ごとの提案上限額は、以下の「提案上限額整理表」のとおりとする。

契約区分	対象施設	上限額（税込）
中学校組合分	吉富中学校	46,840,000 円
吉富小学校分	吉富小学校	42,030,000 円
吉富町分	吉富フォーユー会館 ① 大ホール（非構造部材耐震化含む） ② 大ホールを除く他エリア	113,040,000 円
	吉富町体育館	9,600,000 円
	吉富町武道館	4,850,000 円
	吉富漁港総合グラウンド	72,240,000 円
	幸子浄水場・吉富町第三配水池（水道施設）	3,250,000 円
	吉富クリーンセンター・吉富污水中継ポンプ場（下水道施設）	15,140,000 円
総額		306,990,000 円

提案者は、「見積書（様式１０）」により、対象施設ごとの見積額を記載すること。総額及び対象施設ごとの上限額を超える提案は、失格とする。

３．公募型プロポーザル方式の基本指針

本事業の実施にあたり、以下の基本指針に従って、事業者の選定を行う。

（１）技術的専門性

本事業は調査・設計・施工に関する高度な技術的知識・経験や専門性が総合的に求められる。特に本事業の対象施設においては、図面が整備されていない施設があり、既設器具の仕様特定及び選定や現場環境に応じた最適な施工手法は、専門的なノウハウが不可欠である。そのため、豊富な知見や同種業務の経験を活用した設計や施工計画の立案により、事業が確実に円滑に遂行されることを確認する。

（２）脱炭素化推進に寄与する幅広い提案の募集

単に機器を導入するだけでなく、省エネ効果の最大化や維持管理の効率化など、多様な観点からの応募者の創意工夫を活かした提案を受けることで、本町の脱炭素化推進に寄与する提案を評価する。

4. 事業スケジュール・事務手順

項 目	日 程
プロポーザルの実施要領の公表	令和8年7月9日（木）
資料閲覧及び現地調査参加申込書の提出期限 ※参照「7. 閲覧資料等」及び「8. 現地調査参加申込み」	令和8年7月27日（月）正午まで
資料閲覧及び現地調査（任意）	令和8年7月9日（木）～30日（木）
質問書の提出期限 ※参照「9. 質問の受付及び回答」	令和8年7月24日（金）午後5時必着
質問書に対する回答	令和8年7月29日（水）予定
参加申込みの受付 ※参照「10. 参加申込み」	令和8年7月9日（木）から 令和8年7月31日（金）午後5時必着
参加資格要件確認結果通知	令和8年8月4日（火）予定
企画提案書等の提出期限 ※参照「11. 企画提案書の提出」	令和8年8月18日（火）午後5時必着
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月24日（月）予定
評価結果の通知	令和8年8月28日（金）予定
仮契約締結	令和8年9月上旬予定（吉富町一般会計分は議決を要するため、本契約は議決後に締結。下水道・水道事業会計分及び中学校組合分は議決不要。）

5. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）

（1）公募要件

- ① 本プロポーザルに参加できる者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又は複数の企業等を構成員とした共同事業体（以下「共同事業体」という。）とする。
- ② 共同事業体で応募する場合は、統括役割を担い、契約者となる代表事業者を1者選定する。なお、各構成員（「（2）応募者の実施体制」）は、他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって町との協議により町が認めたときは、この限りでない。
- ③ 参加表明にあたっては、応募者の構成員すべてを明らかにした上で、「事業実施体制表（様式6）」にその旨を記載し、本事業における各々の役割分担を明確にする。
また、共同事業体で応募する場合は、「共同事業体構成表（様式7）」を使用すること。
- ④ 応募者は、本プロポーザルの参加を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の実施体制

応募者は、以下の事業に対し体制を構築するものとする。また、共同事業体の場合には、各構成員について、以下に示す役割について担当する企業を明確にすること。

(ア) 統括役割

本町との連絡窓口となり、契約諸手続を行い、事業遂行全般の責任を負う。

(イ) 調査・設計及び工事監理役割

現地調査、設計に関する業務を担い、設計図書に準じた工事監理を担う。

(ウ) 施工役割

設計図書に準じた施工を担う。

(3) 応募者の資格等

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、共同事業体の場合は、共同事業体として代表企業又は構成員のいずれかがこれらの要件を満たすこと。

- ① 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ② 応募者は、事業運営、維持管理などを円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- ③ 統括役割を担う構成員は、直近 10 年間（平成 29 年度から令和 7 年度）に、国又は地方公共団体等の発注による本事業の内容と同種の事業を、元請として受注、契約、履行中又は履行した実績を有していること。同種事業とは「公共施設の LED 照明事業」とする。
- ④ 統括役割を担う構成員は、経常利益が直近 3 か年連続で赤字でないこと。
- ⑤ 施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属する者であること。
- ⑥ 機器調達、施工、保守・維持管理のいずれかまたは複数において、町内に支店・営業所を置く電気工事業者を積極的に活用することとし、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。
- ⑦ 応募者は、別紙「要求水準書」の「7. 要求水準（1）照明仕様 1）一般事項①」の要件を満たすことを示す「納入実績証明書及び保守体制誓約書（様式 5）」を提出すること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 名簿登録者においては、吉富町建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（昭和 61 年 1 月 31 日町長決裁）に定める指名停止措置を受けている者。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者。
- ④ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び吉富町暴力団排除条例（平成 24 年吉富町条例第 22 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団等及びそれらの利益となる活動を行う団体。

6. 事業仕様

別紙「要求水準書」のとおり。

7. 閲覧資料等

本事業において閲覧又は提供する資料には、吉富フォーユー会館大ホールに係る既存図面、断面図、平面図その他特定天井への該当性確認に必要な資料を含むものとする。

ただし、既存図面等は現況と異なる場合があるため、提案者及び受注者は、現地調査により既存天井の構造、吊り材、天井材、照明設備、空調設備、点検口、配線、下地、壁際のクリアランスその他必要事項を確認すること。

(1) 提出書類・申込方法

「資料閲覧及び現地調査参加申込書（様式3）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名_プロポーザル資料閲覧及び現地調査参加申込書」とすること。

また、電子メールの件名は「プロポーザル資料閲覧及び現地調査参加申込書」とすること。

(2) 提出期限

令和8年7月27日（月） 正午 必着

(3) 提出先

吉富町教育委員会 教務課 山本

電話：0979-22-1944 メール：y-kyoumuka@town.yoshitomi.lg.jp

(4) その他

- ① 図面等を格納したパスワード付圧縮ファイルをホームページ上に掲載している。資料の閲覧を希望する者には、電子メールにより解凍用パスワードを通知するので、各自ホームページからダウンロードのうえ、閲覧すること。

(http://www.town.yoshitomi.lg.jp/gyosei/chosei/v995/y209/kyouiku_iinkai/e605/u768)

- ② 事業の公募型プロポーザルにおける提案書の作成以外の目的で利用しないこと。
- ③ 閲覧資料で知り得た情報は他へ漏らさないこと。
- ④ 閲覧資料に関する情報の漏えい、不正な利用等の事故が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに担当部署へ報告すること。

8. 現地調査参加申込み

(1) 提出書類・申込方法

「資料閲覧及び現地調査参加申込書（様式3）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名_プロポーザル資料閲覧及び現地調査参加申込書」とすること。

また、電子メールの件名は「プロポーザル資料閲覧及び現地調査参加申込書」とすること。

(2) 提出期限

令和8年7月27日（月） 正午 必着

(3) 提出先

吉富町教育委員会 教務課 山本

電話：0979-22-1944 メール：y-kyoumuka@town.yoshitomi.lg.jp

(4) その他

- ① 現地調査は、1施設あたり最大40分程度を予定する。なお、使用中等により、調査時間内に立ち入りが不可能な部屋・エリアがあることが想定される。
- ② 現地調査は既設の器具の位置や形状といった概要の目視による確認及び平易な計測を目的としている。このため、質問等がある場合には、現地ではなく、「質問書（様式8）」を使用して質問すること。
- ③ 参加人数は各社6名以内とする。
- ④ 現地調査は2社以上の合同で実施する場合がある。
- ⑤ 現地調査を考慮した服装とし、腕章等から企業名が分からないように配慮すること。
- ⑥ 現地調査は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地調査への参加は必須ではない。

9. 質問の受付及び回答

（1）提出書類・申込方法

募集要領等に関する質問は、「質問書（様式8）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「プロポーザル質問（吉富町公共施設照明 LED 化及び吉富フォーユー会館大ホール非構造部材耐震化事業）」とすること。

なお、質問等を含む問い合わせを各施設へ連絡することは認めない。必ず、吉富町教育委員会の担当へ行うこと。

（2）提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時必着

（3）提出先

吉富町教育委員会 教務課 山本

電話：0979-22-1944 メール：y-kyoumuka@town.yoshitomi.lg.jp

（4）質問の回答

令和8年7月29日（水）までに吉富町ホームページに質疑に対する回答を掲載する予定。

回答内容は、本実施要領及び別紙「要求水準書」の追加又は修正として取り扱う。

なお、質問の内容によっては回答できない場合もある。

10. 参加申込み

（1）参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。提出の受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。

（2）提出期限

令和8年7月31日（金）午後5時必着

（3）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

（4）提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・会社概要書（様式2）
- ・事業実績一覧（様式4）

- ・納入実績証明書及び保守体制誓約書（様式５）
- ・事業実施体制表（様式６）
- ・共同事業体構成表（様式７）※共同事業体とする場合には提出
- ・決算報告書（直近３年分）
- ・納税証明書（写し可。提出日前３ヶ月以内発行のもの）

（５）提出部数

各 10 部（原本 1 部、写し 9 部）

（６）提出先

住所：福岡県築上郡吉富町大字広津 4 1 3 番地 1

吉富町教育委員会 教務課 山本

電話：0979-22-1944

（７）参加資格要件確認結果通知

令和 8 年 8 月 4 日（火）までに通知する。

（８）その他

- ・参加資格がないと認められた者は、町に対して参加資格がないと認めた理由について、令和 8 年 8 月 5 日（水）までに書面（様式は自由とする。ただし A 4 判とする）により説明を求めることができる。町は、説明を求められたときは、令和 8 年 8 月 7 日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- ・参加受付後に「５．公募条件（プロポーザル参加資格要件）」の要件を欠く事実が発覚した際には、当該応募者のプロポーザルへの参加を取り消すものとする。

1 1．企画提案書の提出

（１）提出期限

令和 8 年 8 月 1 8 日（火）午後 5 時必着

（２）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

（３）提出部数

10 部（原本 1 部、写し 9 部）

（４）提出先

住所：福岡県築上郡吉富町大字広津 4 1 3 番地 1

吉富町教育委員会 教務課 山本

電話：0979-22-1944

（５）提出書類

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされ企画提案書等の提出を依頼された者（以下「提案者」という。）は、以下の書類を提出すること。

- ① 企画提案書表紙（様式 9）
- ② 企画提案書（任意様式）[A 4 判（縦） 30 頁以内]
別紙「要求水準書」に対する取組方法を具体的に記載する。文書を補完する図表、写真等の使用も可とする。また、文字サイズは、図表を除いて 10.5 ポイント以上とする。
- ③ 見積書（様式 1 0）

見積書には、各工種の内訳が確認できる資料を自社様式により添付すること。

④ その他

企画提案書には、吉富フォーユー会館大ホールに係る特定天井への対応方針として、次の事項を記載すること。

- ・ 特定天井の 5 要件に対する確認方針
- ・ 天井面構成部材等の単位面積質量の確認及び算定方法
- ・ 既存図面及び現地調査により確認すべき事項
- ・ 特定天井に該当する場合の改修方針
- ・ 吊り材、斜め部材、天井下地、クリアランス、落下防止措置等に関する基本的な考え方
- ・ LED 照明設備改修工事との取り扱い
- ・ 施工時の仮設、安全対策、施設利用制限及び工程管理
- ・ 必要となる設計成果品、構造検討書、数量計算書、見積内訳書の作成方針

(6) 留意事項

- ①企画提案の提出は、1 応募者（全構成員を含む）につき 1 提案に限るものとし、重複は一切認めない。
- ②「企画提案書表紙・目次」を除く全頁に通し番号を付けること。
- ③書類は A 4 判・縦・両面印刷での作成を基本とする。A 3 判を使用してもよいが、その場合は A 4 判 2 枚とカウントし、A 4 判・縦と同等のサイズに折り提出すること。

1 2. 優先交渉権者の選定方法

(1) 審査体制

町が設置する「受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）」において審査を実施し、本事業に最も適していると認められる応募者を優先交渉権者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書をもとに、委員会において、プレゼンテーション（提案者による企画提案書の説明）及びヒアリング（委員会からの質疑等）を実施する。

なお、詳細な日程等については、参加申込みがあった応募者に対し、別途メールにてお知らせする。また、ウェブ形式に変更する場合がある。この場合については、参加申込みがあった応募者に対し、別途メールにて通知する。

(3) プレゼンテーションの注意事項

- ①プレゼンテーションの参加人数に制限は設けないが、過大にならないよう配慮すること。
- ②1 応募者あたりの持ち時間は 5 0 分とし、説明時間 3 0 分、質疑応答 2 0 分とする。
- ③プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは町で準備するが、パソコン等は提案者が準備すること。
- ④プレゼンテーションはパワーポイント等任意の形式で実施することとし、企画提案書の内容を逸脱しないこと。追加資料の提出や配布は認めない。
- ⑤提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
- ⑥当日のタイムスケジュールについては、対象応募者に対し、別途メールにて通知する。

(4) 審査基準

企画提案に対して「13. 評価項目」に基づいて審査を行う。

(5) 優先交渉権者の選定

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、委員会の各選定委員の評価で1位評価が最も多い応募者を第1優先交渉権者として選定し、次点の者を第2優先交渉権者として選定する。1位評価者が複数存在した場合は、選定委員全員の総得点の最も高い事業者を選定することとする。

審査結果については、吉富町ホームページにおいて公表する。この場合において参加した応募者の名称は、第1優先交渉権者のみ公表する。

選定結果について、参加した応募者に対し自己の結果のみ通知する。

なお、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は非公開とし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

また、参加事業者が1者であった場合も本プロポーザルは有効とする。

1 3 . 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

審査項目	各審査項目における詳細項目	評価基準	評価割合
様式評価	会社概要書（様式 2） 資格の認証状況 事業実績（様式 4） 事業遂行能力	本事業に関連する資格認証を保有しているか LED 更新業務及び特定天井改修工事等の同種・類似実績を有しているか	10%
提案書評価	事業実施方針 事業理解度 事業実施体制	吉富町の現状、年度内完了条件、特定天井、財源区分を踏まえた提案となっているか 電気設備担当、特定天井・建築担当、必要に応じた工事担当等が適切に配置されているか	10%
	設計・施工内容 設計内容 施工工程 施工方法・品質・安全確保	各施設・各室の用途に応じ、JISZ9110 等に基づく適切な照度・光環境を確保するとともに、特定天井改修後の音響性能、安全性、省エネルギー性能及び利用者の目に触れる箇所の意匠性に配慮した設計提案となっているか。 財政負担の軽減、省エネルギー効果、CO2 削減効果、電気料金削減効果及び LED 化前後における施設全体の年間電力量 (kWh/年) が、施設ごと及び全体で分かりやすく示された提案になっているか。 吉富小学校及び吉富中学校の令和 9 年 3 月 31 日までの完了を前提とした確実な工程であるか 特定天井改修工事と LED 照明設備改修工事の取合いが整理されているか 品質確保、落下防止、停電、仮設、粉塵・騒音、利用者及び作業員の安全確保が適切か	25%
	地元貢献	町内事業者の活用など、地域経済への貢献が考慮されているか	10%
	追加提案	脱炭素化、維持管理、職員の業務負担軽減、意匠性、保証等に関する有効な追加提案があるか	10%
価格評価	見積金額	① 提案上限額に対する提案価格（15%） ② 参加者内の価格順位（20%）	35%
合計			100%

特定天井改修又は非構造部材耐震化に関する提案については、次の観点から評価する。

1. 特定天井の該当性確認方法が具体的であること
2. 天井面構成部材等の単位面積質量の算定方法が合理的であること
3. 既存図面と現地状況の相違を確認する方法が具体的であること
4. 国土交通省告示第771号その他関係法令への適合方針が明確であること
5. 吊り材、斜め部材、クリアランス、接合部、落下防止措置等の検討方針が具体的であること
6. 大ホール客席上部の照明設備との取り合い、安全対策及び施工計画が適切であること
7. 施設利用者の安全確保、工事中の仮設、養生、落下物対策、粉塵対策等が適切であること

1 4. 契約の締結等

審査結果に基づき選定した第1優先交渉権者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

契約締結については、中学校組合分、吉富小学校分、吉富町分（一般会計・下水道事業会計・水道事業会計）を分けて契約するものとする。

吉富町分については、一般会計分の工事請負契約が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（吉富町条例）第2条に定める予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、仮契約を締結した上で吉富町議会の議決を経て本契約とする。なお、下水道事業会計分及び水道事業会計分は、地方公営企業法が適用される公営企業会計であり、議会の議決を要しない。

中学校組合分については、同組合の議決要件が豊前市の同条例に準じ、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負を議決対象としているところ、中学校組合分（46,840,000円）はこれに満たないため、組合議会の議決を要しない。

事務委任又は協定には、発注事務、契約事務、監督、検査、支払、費用負担、契約変更時の取扱いその他必要事項を定めるものとし、吉富町分と中学校組合分の予算、設計内訳、施工範囲、出来高、検査、請求及び支払は区分して管理するものとする。

なお、第1優先交渉権者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先交渉権者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

1 5. その他

- （1）企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- （2）提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- （3）本事業により作成された成果品に係る所有権及び著作権は、本町に帰属するものとする。ただし、受注者又は第三者が従前から有していた著作権、特許権、ノウハウその他の知的財産権については、この限りでない。
- （4）この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- （5）このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- （6）参加申込書の提出後に辞退する場合には、令和8年8月14日（金）までに「プロポー

ザル参加辞退届（様式 11）」を提出すること。

（7）本企画提案への参加及び不参加を問わず、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く）は本事業の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

（8）企画提案書について情報公開請求があった場合は、吉富町情報公開条例（平成 13 年条例第 17 号）に基づき、提出書類等を公開することがある。

（9）次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 「5. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出書類が本要領で定める方法等に適合しない場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ ①から④で定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

16. 担当及び問い合わせ先（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

住所：福岡県築上郡吉富町大字広津 4 1 3 番地 1

吉富町教育委員会 教務課 山本

電話：0979-22-1944